

## 住民基本台帳カードの利用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成20年豊中市条例第23号。以下「条例」という。）及び住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則（平成21年豊中市規則第2号。以下「規則」という。）に定める利用申込み等の手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用申込み)

第2条 条例第4条第1項及び規則第3条の規定により申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）が、病気その他やむを得ない理由により住民基本台帳カード利用申込書の提出を自ら行うことができないときは、代理人により住民基本台帳カード利用申込書の提出を行うことができる。この場合において、当該代理人は、申込者から住民基本台帳カード利用申込書の提出を委任された事実が確認できる書類を市長に提出又は提示するものとする。

### (利用申込みの確認)

第3条 規則第4条第1項に規定する住民基本台帳カードにより確認する方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 申込者に住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号。以下「省令」という。）第43条第1項の規定により設定した暗証番号を入力装置に入力させることにより確認する方法

(2) 省令別記様式第2（第37条関係）に規定する住民基本台帳カードにあつては表面に記載されている事項を確認する方法

2 申込者は病気その他やむを得ない理由により、規則第4条第2項の規定による回答書の提出を自ら行うことができないときは、代理人により回答書の提出を行うことができる。この場合において、当該代理人は、申込者から回答書の提出を委任された事実が確認できる書類及び代理人が本人であることを確認できる書類を市長に提出又は提示するものとする。

3 規則第4条第2項第5号の規定により市長が定める書類は、戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱Aの部に掲げるいずれかの書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）とする。

### (暗証番号の設定)

第4条 規則第6条第1項の規定により設定する暗証番号（以下「暗証番号」という。）（戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書及び戸籍の附票の写しの申込をする場合にあつては、暗証番号及び第2暗証番号。以下同じ。）は数字4桁の番号とし、申込者が自ら入力装置を使用して設定する。

2 第3条第2項の規定により申込者が回答書の提出を代理人に委任するときは、申込者自らが暗証番号を任意の用紙に記載し、当該代理人が暗証番号を知り得ない状態にして市長に届け出るものとする。

3 市長は、前項の規定により申込者から暗証番号が届け出られたときは、申込者に代わり暗証番号を設定する。

(暗証番号の変更等)

第5条 暗証番号の変更、再設定又はロック解除（以下「暗証番号変更等」という。）をしようとする者は、住民基本台帳カードを添えて暗証番号変更等申込書を提出するものとする。

2 市長は暗証番号変更等の申込みを受けたときは、利用申込みの確認の例により、暗証番号変更等を申込みした者が本人であることを確認する。

3 第1項の申込みを代理人に委任して行うときは、暗証番号の設定の例による。

(利用廃止)

第6条 条例第5条第1項及び規則第7条の規定により利用廃止の申込みをしようとする者（以下「廃止申込者」という。）が、病気その他やむを得ない理由により住民基本台帳カード利用廃止申込書の提出を自ら行うことができないときは、代理人により住民基本台帳カード利用廃止申込書の提出を行うことができる。この場合において、当該代理人は、廃止申込者から住民基本台帳カード利用廃止申込書の提出を委任された事実が確認できる書類を市長に提出又は提示するものとする。

2 市長は利用廃止の申込みを受けたときは、利用申込みの確認の例により、廃止申込者が本人であることを確認する。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から実施する。